



区分	要件	支援内容
奨励金	<p>新設、増設、移設</p> <p>①～④のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの</p> <p>①工場等の設置場所が指定地域であること</p> <p>②町と公害防止協定を締結すること</p> <p>③家屋及び償却資産の取得費の合計額が5,000万円以上であること</p> <p>④工場等の用地取得後3年以内に当該工場等の操業開始すること</p>	<p><b>【工場等設置奨励金】</b></p> <p>各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の割合を乗じて得た額</p> <p>(1)初年度 100/100</p> <p>(2)2年度 75/100</p> <p>(3)3年度 50/100</p> <p>期間：操業開始後初めて工場等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間</p>